

令和7年度石岡市国際交流施策推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に基づき、入国した外国人が多数在住する中で、地域社会の国際化に寄与し、幅広い分野における国際交流を推進するため、国際交流に資する活動を行う団体が実施する事業に対し、予算の範囲内で国際交流施策推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、当該補助金の交付については、石岡市補助金等交付規則（平成17年石岡市規則第57号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助対象事業、補助対象者、補助対象経費及び補助金額は、別表のとおりとする。ただし、別表に掲げる事業であっても、既に国又は県から委託又は補助を受けている事業については、この補助金の交付対象外とする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、国際交流施策推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に対し提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 市長は、前条の申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査により、補助事業の目的及び内容が適正であるかを調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定をするものとする。

(交付の条件)

第5条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更（市長が定める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告して、その指示を受けるべきこと。

(4) その他市長が必要と認めること。

(交付の決定の通知等)

第6条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに、その決定の内容及びこれに付した条件を国際交流施策推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定による通知を受けた後、補助事業の内容について、次に掲げる変更事由が生じた場合は、国際交流施策推進事業補助金変更申請書（様式第3号）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 個々の事業の事業種目を新設、変更又は廃止するとき。

(2) 個々の事業について事業費の2割以上又は事業量の2割以上の変更をするとき。

(3) 補助金額に変更が生じるとき。

2 市長は、前項の規定により申請があった場合において、当該申請の内容が適正であると認めるときは、その承認をするものとする。この場合においては、補助金の交付決定額の変更を必要とするときは国際交流施策推進事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）、その他にあつては国際交流施策推進事業補助金変更承認通知書（様式第5号）により、補助事業者へ通知するものとする。

(状況報告)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行の状況に関し、補助事業者から報告を求めることができる。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに国際交流施策推進事業補助金実績報告書（様式第6号）に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、当該実績報告に係る書類等によりその

内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、補助金の額の確定を行ったときは、速やかに、国際交流施策推進事業補助金確定通知書（様式第7号）により、補助事業者へ通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助事業に是正の見込みがなく、補助金を交付することができないと認めるときは、速やかに、その旨を補助事業者へ連絡するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助事業者は、補助金の額の確定について、前条第2項の規定による通知を受けたときは、国際交流施策推進事業補助金交付請求書（様式第8号）に国際交流施策推進事業補助金確定通知書の写しを添えて、市長に対し補助金の交付を請求しなければならない。

（概算払）

第12条 市長は、前条の規定にかかわらず、補助金の交付目的を達成するため又は補助事業の性質上、事業の完了前に補助金を交付する必要があると認めるときは、交付決定額の全部又は一部を事前に概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、第6条第1項の規定による通知を受けた後、国際交流施策推進事業補助金交付請求書に国際交流施策推進事業補助金交付決定書の写しを添えて、市長に対し補助金の交付を請求しなければならない。

3 補助事業者は、概算払により補助金の交付を受けたときは、第9条の規定により実績報告を行う際に、国際交流施策推進事業補助金精算書（様式第9号）を提出しなければならない。

（交付の決定の取消し）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を定められた目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 法令又はこれに基づく市長の処分違反したとき。
- (5) 市長が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第6条第1項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

4 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、国際交流施策推進事業補助金返納・返還命令通知書（様式第10号）により、期限を定めて、その返納又は返還を命ずるものとする。

（理由の提示）

第14条 市長は、補助金の交付の決定の取消しをするときは、当該補助事業者に対してその理由を示すものとする。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（令和6年度石岡市国際交流施策推進事業補助金交付要綱の廃止）

2 令和6年度石岡市国際交流施策推進事業補助金交付要綱（令和6年石岡市告示第258号）は、廃止する。

別表（第2条関係）

区 分	内 容
補助対象事業	国際交流の推進に資する事業で次に掲げるもの。ただし、同一種類の事業を1つの団体が対象又は方法を変えて複数回実施することは妨げない。 (1) 外国人を対象とした日本語教室事業 (2) 国際交流に関する講演会、シンポジウム、フォーラム、事例発表会等の開催事業 (3) 外国人との交流を目的とした支援事業等 (4) 国際交流団体の情報交換、指導者育成等の活動事業 (5) その他市長が必要と認める事業
補助対象者	補助対象事業を実施しようとする民間団体（政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする団体及び営利事業を行う団体を除く。）で、市内に活動拠点を置くもの
補助対象経費	会場借上料、使用料、講師謝礼、交通費、印刷費、消耗品費、郵便料その他事業を実施するために必要と認められる経費（宿泊費及び飲食費については、補助対象外）
補助金額	(1) 補助対象事業(1)は、補助対象経費から事業収入（宿泊費及び飲食費に充当される収入を除く。）を差し引いた額の全額。ただし、20万円を限度（補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。 (2) 補助対象事業(2)、(3)、(4)及び(5)は、補助対象経費から事業収入（宿泊費及び飲食費に充当される収入を除く。）を差し引いた額の2分の1以内で、1事業につき10万円を限度（補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。 予算の範囲を超える複数の事業の申請があった場合は、事業ごとの補助対象経費額に応じ、予算の定める範囲内で按分した補助額（補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。